

- 一 街なみと住まいづくりに関すること。
- 二 建築基準法その他関連法令の施行に関すること。
- 三 建築士に関すること。
- 四 公営住宅等に関すること。
- 五 宅地建物取引業に関すること。
- 六 市街地再開発その他の市街地整備に関すること。
- 七 公共建築に関すること。

河川砂防課

- 一 河川及び砂防の管理に関すること。
- 二 公有水面の管理に関すること(港湾課及び農山漁村課の分掌する事務に關する部分を除く。)

三 国土交通省所管の国有財産の管理に関すること(道路に關する部分を除く。)

四 採石法及び砂利採取法の施行に關すること。

五 鉱害対策の調整に關すること(石炭鉱害に關する部分を除く。)

六 公有水面の埋立てに關すること(港湾課及び農山漁村課の分掌する事務に關する部分を除く。)

七 水利に關すること(水資源対策課の分掌する事務に關する部分を除く。)

八 水防に關すること。

九 河川及び砂防設備の災害復旧工事に關すること(港湾課及び農山漁村課の分掌する事務に關する部分を除く。)

十 低平地排水対策の総合調整に關すること。

水資源対策課

一 水資源開発計画に關すること。

二 水需給の調査及び調整に關すること。

三 河川開発事業に關すること。

四 河川開発事業に係る水利に關すること。

森林整備課

- 一 森林計画及び森林施業に關すること。
- 二 林道に關すること。
- 三 林業関係の建設事業の進行管理に關すること。
- 四 治山及び治水に關すること。
- 五 森林の保全及び保安林に關すること。
- 六 林地の開発行為の許可に關すること。
- 七 緑化の推進に關すること。
- 八 二十一世紀県民の森に關すること。
- 九 佐賀県緑化センターに關すること。

(交通政策部各課の分掌事務)

第十条 県土づくり本部交通政策部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

空港・交通課

一 佐賀空港の管理運営及び整備に關すること。

二 佐賀空港の利活用に關すること。

三 交通政策に關すること。

道路課

一 道路の整備及び管理に關すること。

二 国土交通省所管の国有財産の管理に關すること(道路に關する部分に限る。)

三 鉄道事業法に基づく道路への敷設に關すること。

四 軌道法の施行に關すること。

五 道路の災害復旧工事に關すること。

六 高速自動車国道に關すること。

七 その他道路に關すること。

港湾課

一 港湾区域内における港湾及び海岸の管理に關すること。

二 港湾施設整備事業及び港湾区域内の海岸保全事業の施行並びに災害復旧
 工事に関すること。

三 港湾統計調査に関すること。

四 港湾区域内の公有水面の管理及び埋立に関すること。

五 航路標識に関すること。

(経営支援本部各課の分掌事務)

第十一条 経営支援本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務法制課

一 公印の管守に関すること。

二 公告式に関すること。

三 法令の審査に関すること。

四 行政手続に係る各本部の指導及び助言に関すること。

五 文書の管理に関すること。

六 県公報の発行に関すること。

七 公益法人(国家公安委員会の所管事項に係る事業を目的とする公益法人を除く。)及び公益信託の総合調整に関すること。

八 情報公開の推進及び連絡調整に関すること。

九 県が保有する個人情報保護の推進及び連絡調整に関すること。

十 本庁庁舎及び総合庁舎並びに職員宿舎等の維持管理に関すること。

十一 庁内取締り及び庁内清掃に関すること。

職員課

一 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。

二 行政組織及び職員の定数に関すること。

三 行政調査及び行政考査に関すること。

四 職員の厚生福利及び公務災害補償に関すること。

五 職員の表彰に関すること。

六 地方公務員災害補償基金に関すること。

七 地方職員共済組合に関すること。

八 県人事委員会との連絡に関すること。

財務課

一 県歳入歳出予算その他の県財政に関すること。

二 県に係る地方交付税に関すること。

三 起債及び資金に関すること。

四 補助金等の適正化に関すること。

五 佐賀県土地開発基金の総括に関すること。

税務課

一 県税制に関すること。

二 県税の賦課徴収その他の税務に関すること。

三 地方譲与税に関すること。

四 納税奨励に関すること。

市町村課

一 市町村その他公共団体の行政一般の助言、勧告等に関すること。

二 市町村の合併に関すること。

三 市町村の交付税、市町村債及び市町村税に関すること。

四 市町村土地開発公社に関すること。

五 各種選挙に関すること。

六 県選挙管理委員会との連絡に関すること。

七 過疎対策、離島振興及び半島振興に関すること。

統計調査課

一 国勢調査及び人口統計調査に関すること。

二 農林水産統計調査に関すること。

三 労働統計調査に関すること。

四 教育統計調査に関すること。

五 商工統計調査に関すること。

- 六 統計資料の収集、加工分析に関すること。
- 七 統計関係資料の編さん及び刊行に関すること。
- 八 統計の指導及び普及に関すること。
- 九 その他統計調査に関すること。

(出納局各課の分掌事務)

第十二条 出納局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

会計課

- 一 国費及び県費の出納並びに決算に関すること。
- 二 歳入歳出外現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- 三 一時借入金に関すること。
- 四 指定金融機関等に関すること。
- 五 給与の集中管理に関すること。
- 六 出納官吏及び出納員に関すること。
- 七 会計検査に関すること。

用度管財課

- 一 本庁の集中契約物品の購入に関すること。
- 二 物品の購入等に関する競争入札参加者の資格審査に関すること。
- 三 県有財産の取得、管理及び処分等の総括に関すること。
- 四 公用車の集中管理に関すること。

(所掌の課の定まらない事務)

第十三条 所掌する課が定まらない事務があるときは、本部内にあつては本部長、本部相互の間にあつては知事の裁決によつて定める。

(室)

第十四条 消防防災課に原子力安全対策室を置き、室の分掌事務は、消防防災課長が定める。

(現地機関の所管)

第十五条 別表の下欄に掲げる現地機関は、それぞれ同表の上欄に掲げる本部

の所管に属するものとする。

(職制)

第十六条 本部に本部長を置く。

2 本部に理事を置くことができる。

3 統括本部に最高情報統括監及び危機管理・報道監を置くことができる。

4 一部に部長を置く。

5 部に理事を置くことができる。

6 本部長は、上司の命を受けて、本部の分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

7 理事は、上司の命を受けて、本部又は部の分掌事務の一部を掌理する。

8 最高情報統括監は、上司の命を受けて、電子県庁の構築に伴う業務改革に関する事務を掌理する。

9 危機管理・報道監は、上司の命を受けて、危機管理及び報道に関する事務を掌理する。

10 部長は、上司の命を受けて、部の分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第十七条 本部に副本部長を置く。

2 統括本部に総括政策監を置くことができる。

3 部に副本部長を置くことができる。

4 副本部長は、本部長を助け、本部の分掌事務を整理し、本部長不在のときは、その職務を代行する。

5 総括政策監は、上司の命を受けて、知事が特に命ずる事務(以下「特命事務」という。)を掌理する。

6 副本部長は、部長を助け、部の分掌事務を整理し、部長不在のときは、その職務を代行する。

第十八条 課に課長を、室に室長を置く。

2 統括本部に政策監を置くことができる。

3 課に参事、技術監及び検査監を、情報・業務改革課に情報企画監を、地域福祉課に監査監を、新産業課に企業誘致推進監を置くことができる。

4 課長は、上司の命を受けて、課の分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

5 室長は、上司の命を受けて、室の分掌事務を掌理する。

6 政策監は、上司の命を受けて、特命事務を整理する。

7 参事及び技術監は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を掌理する。

8 検査監は、上司の命を受けて、工事の検査及び工事の管理指導に関する事務を掌理する。

9 情報企画監は、上司の命を受けて、高度情報化推進に関する事務を掌理する。

10 監査監は、上司の命を受けて、社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務を掌理する。

11 企業誘致推進監は、上司の命を受けて、企業誘致推進に関する事務を掌理する。

第十九条 課に副課長を、室に副室長を置くことができる。

2 地域福祉課に副監査監を置くことができる。

3 課に副技術監及び副検査監を置くことができる。

4 副課長は、課長を補佐し、課の分掌事務を整理し、課長不在のときは、その職務を代行する。

5 副室長は、室長を補佐し、室の分掌事務を整理し、室長不在のときは、その職務を代行する。

6 副監査監は、上司の命を受けて、社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務を整理する。

7 副技術監は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を整理する。

8 副検査監は、上司の命を受けて、工事の検査及び工事の管理指導に関する事務を整理する。

第二十条 課及び室に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、課又は室の分掌事務の一部を処理する。

第二十一条 出納局に局長を置く。

2 局長は、副出納長をもって充てる。

3 局長は、上司の命を受けて、局の分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

4 出納局の課長は、第十八条第四項に規定するもののほか、局長不在のときは、その掌理する事務について、その職務を代行する。

第二十二条 本部(統括本部を除く。以下この条において同じ。)及び出納局に参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、本部及び出納局の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

3 部に参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。

4 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、部の企画調整に関する事務の一部を処理する。

第二十三条 統括本部に参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、統括本部長、総括政策監及び政策監の行う業務を補佐するとともに、上司の命を受けて、次の各号に掲げる事務を処理する。

一 県政運営の基本方針に関すること。

二 県の重要施策の企画立案及びその推進に関すること。

三 政策評価に関すること。

四 新しい県政システムの構築に関すること。

五 県民意見の政策への反映に関すること。

六 その他知事が特に命ずる事務に関すること。

第二十四条 知事は、第十六条から前条までに規定する職のほか、別に規則で

担当部局	電話番号(代表)	部(局)・所 係
	(内線)	

改める。

様式第九号中

移送をした実施機関の担当部局	電話番号(代表)	部(局)・所 係
		(内線)

移送をした実施機関の担当部局	電話番号(代表)	部(局)・所 係
		(内線)

移送を受けた実施機関の担当部局	電話番号(代表)	部(局)・所 係
		(内線)

移送を受けた実施機関の担当部局	電話番号(代表)	部(局)・所 係
		(内線)

改める。

様式第十号中

意見書の提出先	電話番号(代表)	部(局)・所 係
		(内線)

改める。

様式第十一号及び様式第十二号中

担当部局	電話番号(代表)	部(局)・所 係
		(内線)

担当部局	電話番号(代表)	部(局)・所 係
		(内線)

改める。

(佐賀県個人情報保護審査会規則の一部改正)

11 佐賀県個人情報保護審査会規則(平成十三年佐賀県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「企画部」を「経営支援本部」に改める。

(佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

12 佐賀県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十二年佐賀県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十二条第一号中「厚生部」を「くらし環境本部」に改める。

13 (母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)
 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年佐賀県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中 「児童青少年課交付」を

児童青少年課交付	年	月	日
母子保健福祉課交付	年	月	日

に改める。

14 (保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)
 保健師助産師看護師法施行細則(昭和六十年佐賀県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「~~同~~」を「~~同~~」に改める。
 (佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)
 15 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年佐賀県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「環境生活局廃棄物対策課」を「~~くらし環境本部~~」を「~~くらし環境本部~~」に改める。
 (佐賀県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部改正)
 16 佐賀県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則(昭和五十七年佐賀県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「環境生活局」を「~~くらし環境本部~~」に改める。
 (佐賀県中小企業調停審議会規則の一部改正)
 17 佐賀県中小企業調停審議会規則(昭和三十三年佐賀県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「経済部商工課」を「~~農林水産商工本部商工課~~」に改める。
 (佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則の一部改正)
 18 佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則(昭和五十八年佐賀県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「経済部商工課」を「~~農林水産商工本部商工課~~」に改める。
 (佐賀県種畜検査施行規則の一部改正)
 19 佐賀県種畜検査施行規則(昭和三十四年佐賀県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「農政部畜産課、」を「~~農林水産商工本部生産振興部畜産課~~」に改める。
 (佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部改正)
 20 佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則(平成五年佐賀県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「農政部」を「~~農林水産商工本部~~」に、「出先機関」を「~~現地機関~~」に改め、同条第三項中「厚生部」を「~~健康福祉本部~~」に、「出先機関」を「~~現地機関~~」に改める。
 (佐賀県漁船法施行細則の一部改正)
 21 佐賀県漁船法施行細則(昭和二十六年佐賀県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「水産林務局漁政課長」を「~~農林水産商工本部生産振興部水産課長~~」に改める。
 様式第六号中「~~水産林務局漁政課~~」を「~~農林水産商工本部生産振興部水産課~~」に改める。
 (佐賀県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部改正)
 22 佐賀県遊漁船業者登録簿閲覧規則(平成十五年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「水産林務局水産漁港課」を「~~農林水産商工本部生産振興部水産課~~」に改める。
 (宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部改正)
 23 宅地建物取引業者名簿等閲覧規則(昭和二十七年佐賀県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「土木部建築住宅課」を「県土づくり本部建築住宅課」に改める。
 (佐賀県開発登録簿閲覧規則の一部改正)

24 佐賀県開発登録簿閲覧規則(昭和四十六年佐賀県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「土木部まちづくり推進課」を「県土づくり本部まちづくり推進課」に改める。

(佐賀県証紙条例施行規則の一部改正)

25 佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第四号及び様式第四号の二中「~~申請出納簿~~」を「~~申請出納簿~~」に改める。

(電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部改正)

26 電子計算組織による給与支給事務等処理規則(昭和四十八年佐賀県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の予算主務課長の項中「予算主務課長」を「予算所掌課長」に改め、同表の人事等主管課長の項中「人事等主管課長」を「人事等所掌課長」に、「総務部人事課長」を「経営支援本部職員課長」に改め、同表の各所属の項中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第三条から第五条までの規定中「予算主務課長」を「予算所掌課長」に改める。

第六条第一項中「人事等主管課長」を「人事等所掌課長」に、同条第二項中「地域・情報課長」を「情報・業務改革課長」に改める。

第七条及び第十条第六項中「地域・情報課長」を「情報・業務改革課長」に改める。

第十一条中「予算主務課長」を「予算所掌課長」に改める。

第十二条第一項中「予算主務課長」を「予算所掌課長」に改め、同条第二項中「地域・情報課長」を「情報・業務改革課長」に改める。

第十三条中「地域・情報課長」を「情報・業務改革課長」に改める。
 別表(第十五条関係)

所管する本部	現地機関の名称
健康福祉本部	保健所 福祉事務所 総合福祉センター 衛生薬業センター 日の限寮 いずみ荘 身体障害者更生相談所 希望の家 春日園 九千部学園 佐賀コロニー 知的障害者更生相談所 中央児童相談所 虹の松原学園 みどり園 婦人相談所 県立病院好生館 総合看護学院 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所
統括本部	職員研修所
くらし環境本部	消防学校 環境センター
農林水産商工本部	大阪事務所 有田窯業大学校 窯業技術センター 工業技術センター 労政事務所 勤労者福祉会館

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

経営支援本部	県土づくり本部	
県税事務所 東京事務所	農林事務所 土木事務所 建設技術センター 西部地区ダム事務所 佐賀空港管理事務所	産業技術学院 農業技術防除センター 地域農業改良普及センター 上場営農センター 農業試験研究センター 農業大学校 果樹試験場 茶業試験場 畜産試験場 家畜保健衛生所 水産振興センター 高等水産講習所 林業試験場

平成十六年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)